

NPO等と市がともにはたらくプロジェクト

2019 年度

福岡市共働事業提案制度 応募の手引き

— 問合せ・提出先（事務局） —

福岡市市民局市民公益活動推進課

福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4283 FAX 092-733-5768

E-mail koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

共働の背景

社会情勢の変化等に伴い、市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中、行政だけでは解決が困難な課題が増えています。一方で、その課題を市民自らが解決していこうとする活動は活性化しています。

福岡市は、誰もが住みやすいまちであり続けるために、課題解決に向け、市民、地域、NPO、企業、大学など多様な主体と対話し、知恵や力をあわせて共に汗して取り組む「共働」を推進しており、その取り組みのひとつとして、平成20年度より、NPO等と市が、それぞれの強みを最大限に発揮し、共に地域の課題解決を目指す「福岡市共働事業提案制度」を実施しています。

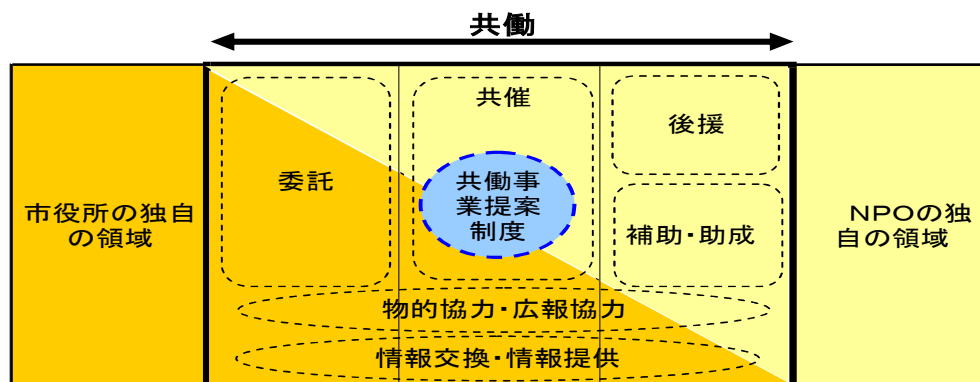
目 次

1	制度概要	1
2	制度がめざす共働のカたち	2
3	提案募集の内容	3
4	提案のサポート	7
5	提案・審査・選考、事業実施・評価の流れ	8
6	応募方法	11
7	審査項目	13
8	提案様式の記載例	14
9	過去の採択事業	26
	(参考) 共働協定書(見本)	32
	(参考) 組織体制自己チェックリスト	34

2 制度がめざす共働のカタチ

(1) 多様な共働のカタチ

福岡市は、行政施策にNPO等の新しい発想や視点を取り入れるために、子育て支援や啓発イベント、施設の運営管理等において、委託や補助、共催や後援など多様な手法でNPO等と共働し事業に取り組んでいます。



一般的に、「補助金・助成金の交付」による事業は、NPO等の思いを優先する取り組み、「委託事業」は、市の思いを優先する取り組みとなっています。

(2) 委託でも補助でもない「ともにはたらく」共働

本制度が目指す「共働」は、企画段階からNPO等と市が対等な立場で意見を出し合い、適切なパートナーシップに基づき事業に取り組むことです。

事業に取り組むときは、NPO等と市が経費負担割合や役割分担を定めた「共働協定書」を締結し、双方で「実行委員会」を組織して共働で実施します。

3 提案募集の内容

(1) 応募資格

福岡市内に事務所を置き、かつ市内での1年以上の活動実績を有するNPO等で、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。個人は対象となりません。

本応募の対象となる「NPO等」とは、NPO法人のほか、公益社団法人・公益財団法人、公益的活動を行う一般社団法人・一般財団法人及びボランティア団体とします。

- ① NPO等が行う主たる活動や事業が、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的としていること。
- ② 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があり、団体の代表者が規定されていること。
- ③ 正会員が10人以上おり、定款や規約に会員や設立者に剰余金や残余財産の分配を行う規定がないこと。ただし一般財団法人、公益財団法人には正会員10人の要件を適用しない。
- ④ 役員に成年被後見人及び被補佐人、並びに破産者で復権を得ていないものがないこと。
- ⑤ 共働事業の業務を遂行できる能力又は実績を有していること。
- ⑥ 共働事業を実施する責任者が特定できること。
- ⑦ 事業の成果報告や会計報告ができること。
- ⑧ 予算決算を適正に行っていること。ボランティア団体を除いては、法令に基づく手続きを怠りなく実施していること。
- ⑨ 国、地方公共団体の外郭団体でないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑪ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- ⑫ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑬ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

※ この応募資格は、資格要件審査の審査項目となります。

(2) 合同提案

前頁の応募資格を満たしたNPO等と、次に掲げる要件を全て満たす企業、地域、大学等との合同提案も可能です。

- ① 福岡市内に事務所を有し、共働事業の業務を遂行できる能力又は実績を有していること。
- ② 共働事業を実施する責任者が特定でき、事業の実施に必要な組織や人員を有すること。
- ③ 組織の役員及び事業を実施する責任者に成年被後見人及び被補佐人、並びに破産者で復権を得ていないものがないこと。
- ④ 国、地方公共団体の外郭団体でないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧ 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

※ 企業や学校の場合は、組織内の所属（支店・課・学部・研究室等）での応募が可能です。

※ 学生団体の場合は、学校の教員や職員を代表者として応募してください。

(3) 対象となる共働事業

NPO等と市と一緒に取り組むことで市民サービスの向上・課題解決につながる次のいずれかに該当する事業で、かつ、(4) 事業要件を満たすものが対象となります。

テーマやジャンルを問わない自由提案

市が提示したテーマに基づく提案

※ 市提示のテーマについては5月頃お知らせします。

(4) 事業要件

募集する事業は、下の①から⑦の事項を全て満たす事業です。

- ① 公益性が高い事業で、市と共働で取り組む必要性があるもの
- ② 市民に対し、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 共働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるもの
- ④ 提案団体の事業として実施することが可能であること
- ⑤ 課題解決に向けた新たな視点を取り込まれていること
- ⑥ 予算の見積もり等が適正であること
- ⑦ 市がテーマを提示した場合は、そのテーマに該当するもの

対象外とするもの

- 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- 学術的な研究や調査のみを目的とした事業
- 地域住民の交流行事等の親睦会的なイベント事業
- 営利を目的とした事業
- 宗教活動または政治活動を目的とした事業
- 福岡市から助成を受けている事業
- 団体の事業への支援を求める事業
- 法令、条例等に違反する事業

(5) 事業期間

事業期間は、募集の翌年度の単年度となります。

2020年4月1日から2021年3月31日まで

ただし、事業継続が認められる場合があります。

事業実施中間期（2020年9月頃）に事業の成果と共働のプロセスを振り返り、中間評価を行います。取り組んでいる事業の成果や共働の効果から、共働事業としての継続の必要性が認められた事業は、2021年度も引き続き、NPO等と市の共働事業として継続することができます。（**最長3年間を限度**）

(6) 経費負担

福岡市が負担する事業経費は総事業費の5分の4以内で、1事業あたり400万円を限度とします。なお、経費負担の必要がない事業や少額の事業も対象となります。

経費負担に関する留意点

① 対象経費

提案する事業を行うために必要な経費とします。

支出費目（例）	内 容
人件費	事業の実施にあたり直接必要な人件費
報償費	外部の専門家等に支払う謝礼など
旅費	交通費など
消耗品費	事務消耗品など
食糧費	会議等の茶葉代など
印刷製本費	チラシ、事業報告書等の印刷など
通信運搬費	郵便代、宅配便代など
使用料・賃借料	会場使用料、パソコン等器具リースなど
委託料	業務の一部を他の団体等に発注して実施するなど

※ 人件費については、積算の根拠となる資料を添付してください。

※ 対象とならない経費

- ・ 事業と関わりのない団体運営の経費（人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）
- ・ 市職員の人件費
- ・ 備品等財産の取得に要する経費
- ・ 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費 など

② 市との事業化に向けた協議によって、事業経費が修正される場合があります。

③ 事業終了後に残余金が生じた場合は、提案団体と市の経費負担割合に応じて精算します。

4 提案のサポート

(1) サポート体制

提案団体と市担当課が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとで事業を実施していくことを目指し、福岡市、福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」、共働促進アドバイザーが連携しサポートを行います。

※共働促進アドバイザー

双方の面談や共働協定書作成に係る協議などに公平・中立な立場で立ち会い、意見交換が円滑かつ効果的に進むよう調整の役割を担い、共働の進め方をアドバイスします。

(2) サポート事業

① 共働事業提案制度「提案サポートセミナー」

制度の概要説明や実現可能な事業提案に結びつけるためのセミナーを開催します。

応募される場合は、原則ご参加ください。

【1回目】 2019年4月9日(火) 19:00～21:00

【2回目】 2019年5月9日(木) 19:00～21:00

※1回目・2回目は連続セミナーです。

【3回目】 2019年6月6日(木) 予定

会場：福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」

② 「あすみん」による専門相談（要予約）

福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」

TEL 092-724-4801 FAX 092-724-4901

E-mail info@fnvc.jp

5 提案・審査・選考，事業実施・評価の流れ

提案された事業は，資格要件審査，公開プレゼンテーション及び選考審査を経て，共働事業候補として決定します。また，実施事業については中間期及び事業終了後に，事業の成果や共働のプロセスを評価します。

	テーマやジャンルを問わない 自由提案	市が提示した テーマに基づく提案
2019 年 4 月 1 日	募集開始	
4 月 9 日 5 月 9 日	提案サポートセミナー①②	
5 月中旬		「市のテーマ」発表
6 月 6 日		募集開始 「市のテーマ」説明会・ 提案サポートセミナー③ NPO等から提案を求めたいテーマについて，市担当課より説明します。
6 月 7 日	提案企画書(概要書) (第 2 号-1 様式)提出締切	
6 月 12 日 13 日 14 日	提案内容ヒアリング 提案企画書（概要書）をもとに，提案内容等を，共働促進アドバイザーがヒアリングし，事業実現に向けたアドバイスを行います。	
6 月 24 日 25 日 26 日	提案団体と市担当課の面談 提案団体と，提案内容に関係する部署(市担当課)の面談を行い，提案企画書(概要書)をもとにそれぞれが抱えている課題や事業の方向性について，情報・意見交換を行います。 以降は事業計画・役割分担等双方で協議の上，提案企画書(本提案書)を作成してください。	提案団体は事務局へ面談申込後，市担当課と面談を行い，提案内容等について情報・意見交換を行います。 以降は事業計画・役割分担等双方で協議の上，提案企画書(本提案書)を作成してください。

7月19日	提案企画書（本提案書）＜第2号-2様式＞提出締切 提案団体は、市担当課の了承を得た上で、提案企画書（本提案書）に必要な書類（12ページ参照）を添えて、市民公益活動推進課へ提出してください。
7月下旬～	資格要件審査 事務局において、提出された書類をもとに資格要件審査を行います。
8月30日	公開プレゼンテーション・選考審査 資格要件審査で応募資格等を満たしていると認められた提案事業について、提案団体と市担当課が公開プレゼンテーションを行います。 提案事業について、別表「審査項目」（13ページ）に基づき審査・選考を行います。学識経験者、報道関係者、企業関係者及び行政職員等で構成する推進委員会の意見を聴取した上で、市において共働事業候補を決定します。 審査結果については、提案団体、市担当課へ通知し、市ホームページで公表します。（9月中旬）
2020年 3月	共働事業の実施決定 共働事業候補となった提案事業の実施は、市議会に提出される予算案の審議・議決を経て、3月に最終的に決定されます。
4月	実施が決定した場合は、提案団体と市担当課が、経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、双方で「実行委員会」を組織して、2020年度に事業を実施します。 共働協定書作成にあたっては、共働促進アドバイザーが両者の協議に立ち会い、仲介等のサポートを行うことができます。
9月頃	共働事業の中間評価 事業実施の途中で、事業の成果や共働のプロセスなどを「実行委員会」内で振り返ります。 翌年度も共働事業として継続を希望する場合は、事業の成果や継続の必要性について推進委員会によるヒアリングを実施し、市において中間評価を行います。 継続の必要性が認められた事業は、2021年度も引き続きNPO等と市の共働事業として事業を継続することができます。（最長3年間を限度）
2021年 6月頃	共働事業の最終評価 共働事業終了後、公開による事業報告会を開催し、取り組んだ事業の成果や共働の効果を報告します。 事業報告会を踏まえ推進委員会の意見を聴取し、市において最終評価を行い、市ホームページ等で公表します。

共働事業終了後の展開

「共働」は目的ではなく、地域課題を解決するための手段のひとつです。

事業を今後どのように進めていくのか、誰が主体的に担っていくのか、どのように発展させていくのか、事業を実施する中で双方で協議していくことが大切です。また、ノウハウの蓄積や、ネットワークの構築に努めながら取り組んでください。

ちょっとコラム 「共働」は共感から始まります！

お互いを理解し、思いを一致させなければ共働は始まりません。

この制度は、NPO等と市が課題や目的を共有し、お互いの思いに「共感」するまでのプロセスを大切にしています。課題や目的の共有・共感のため、「一緒に考える」「何度も話し合う」ことが大切です。

共働することが目的とならないように、何が課題か、その課題を解決するためにどのような取り組みが必要か、そのために共働が効果的なのか、共働する場合のお互いの役割は何か、など、対話を行い、共感することから「共働」は始まります。

6 応募方法

(1) 提案企画書の提出

応募にあたっては、必要書類を持参，郵便，メールで提出してください。郵便，メールで提出される場合は，手違いを防ぐため，事前に市民公益活動推進課へお知らせください。

また，本提案書提出にあたっては，事前に市担当課と事業計画や役割分担等について協議を行い，市担当課の了承を得た上で提出してください。

市担当課の了承が確認できなかった場合は，資格要件審査において不通過となりますのでご注意ください。

提出先（事務局）

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課（福岡市役所7階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4283 FAX 092-733-5768

E-mail koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

提出書類・締切日時

※合同提案による提案の場合は、構成するすべての団体について○印の書類が必要です。

テーマやジャンルを問わない自由提案

概要書

2019年6月7日（金）

本提案書

2019年7月19日（金）

※いずれも17時必着

	書類名	様式	合同提案 団体	備考
概要書	☐ 共働事業提案企画書（概要書）	第2号-1		
	☐ 団体の概要書	第4号	○	
	☐ 役員名簿（法人用）	第6号-1	○	
	☐ 役員・会員名簿（任意団体用）	第6号-2		
	☐ 定款・団体規約の写し		○	
本提案書	☐ 団体の活動内容がわかるもの		○	パンフレット等
	☐ 共働事業応募書	第1号		
	☐ 共働事業提案企画書（本提案書）	第2号-2		
	☐ 共働事業収支予算書	第3号		
	☐ 確認書（NPO等用）	第5号-1		
	☐ 確認書（合同提案団体用）	第5号-2	○	
	☐ 前年度活動報告書		○	
	☐ 前年度活動（収支）報告書		○	既に福岡市に提出しているNPO法人は不要
	☐ 貸借対照表または財産目録（任意団体は提出不要）		○	

市が提示したテーマに基づく提案

本提案書

2019年7月19日（金）

※17時必着

	書類名	様式	合同提案 団体	備考
本提案書	☐ 共働事業応募書	第1号		
	☐ 共働事業提案企画書（本提案書）	第2号-2		
	☐ 共働事業収支予算書	第3号		
	☐ 団体の概要書	第4号	○	
	☐ 確認書（NPO等用）	第5号-1		
	☐ 確認書（合同提案団体用）	第5号-2	○	
	☐ 役員名簿（法人用）	第6号-1	○	
	☐ 役員・会員名簿（任意団体用）	第6号-2		
	☐ 定款・団体規約の写し		○	
	☐ 団体の活動内容がわかるもの		○	パンフレット等
	☐ 前年度活動報告書		○	
	☐ 前年度活動（収支）報告書		○	既に福岡市に提出しているNPO法人は不要
	☐ 貸借対照表または財産目録（任意団体は提出不要）		○	

7 審査項目

項 目		審査に当たってのポイント
NPO等の 実施能力		〔事業実施能力〕 ・行政との共働事業経験の有無。 ・年間を通じ、継続的かつ安定的に事業を行っていること。
		〔運営状況〕 ・収支状況が健全であるか。（例：収支が赤字でない、収入の内訳の状況（事業収入、会費収入、寄付収入）等） ・毎事業年度、規約・定款等に則り予算・決算を行っているか。 ・活動が広く市民（社会）に支持されているか。（例：年間寄付額等）
		〔情報公開〕 ・NPO等が自ら、事業報告書、決算状況、活動状況等の情報の公開を積極的に行っているか。また、公開している情報の内容。
		〔組織体制〕 ・専従職員がいるか。 ・多くの会員により活動の支持を受けているか。
共働の 必要性	共働の 有効性	〔共働の手法〕 ・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。既存の類似事業と何が違うのか。 ・地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。 ・単なるイベントや調査研究事業になっていないか。
	役割分担	〔役割分担の妥当性〕 ・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。
	事業効果	〔相乗効果〕 ・提案団体と市が共働することにより、事業効果（お互いを補完したりお互いの特性を発揮することにより、効果的な実施が可能となること、費用対効果など）が期待できるか。 〔市民への効果〕 ・受益者への満足度が高まり、多くの市民の関わりが期待できるか。
事業の 実現性	課題の 把握	〔ニーズ性〕 ・的確に課題（ニーズ）を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。 ・課題は客観的な数値データや事例に基づいており、福岡市の特性を踏まえたものか。 ・提案事業は、不特定多数の市民の利益の増進に寄与するなど公益性の高い事業であるか。（対象者は何人か。事業回数は何回か。）
	目標の 設定	〔目標の妥当性〕 ・設定した成果目標は妥当か、課題や目的、目標との整合性があるか。 ・達成しうる目標値となっているか。
	企画力	〔団体の企画力〕 ・課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積もりを含む） ・事業の実施方法、実施体制、実施スケジュール、予算積算等は適当か。
	実現性	〔計画の実現性〕 ・計画どおりに実施が可能であるか。 ・事業に積極的に取り組む意欲や熱意があるか。 ・地域住民等の理解を得られているか。法的な問題等により実現が困難となっていないか。 ・団体の能力・規模と事業が合っているか。（団体の費用負担額が、前年度の収入額と比べて適切か。） ・団体の目的や活動内容にそくした提案内容か。団体が、提案事業を行っていくための、専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。
	モデル性	〔広域性、他地域への波及効果〕 ・市全体に及ぶような広域性を持った事業か。または地域的な活動であっても全市的に拡がる可能性を持った事業か。 ・一過性でなく、継続性が見込まれる事業であるか。 ・事業実施によって、広く地域や社会、市民、NPO等にその波及効果が期待される事業であるか。 ・共働事業終了後の事業の発展性や、継続性が期待される事業であるか。

8 提案様式の記載例

(第1号様式) 記載例

●提案様式は、福岡市ホームページからダウンロードして使用してください。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyoudou/2019bosyuu.html>

福岡市長

提案団体	団体名			
	所在地	〒	〒	〒
	代表者 職・氏名	(※)	(※)	(※)

※代表者の押印又は署名／法人の場合は原則として記名押印

2019 年度共働事業応募書

福岡市と共働により課題解決を図るため、次のとおり 2019 年度共働事業の提案をします。

なお、本提案に係る一切の情報を福岡市が公開することについて、同意します。

また、本件提案にあたり、市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため福岡県警察本部への照会確認に使用することに同意します。

提案事業の名称	〇〇〇事業 ※事業の内容や目的を表す、わかりやすい事業名を記載してください。
市の課題名	※市が提示したテーマに基づく提案に応募する場合は、その課題を記載してください。
提案事業の 目的及び概要 ※詳細については2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	※この事業の目的と事業の概要を記入してください。 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間
事業の実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
福岡市負担額 及び事業予算総額	福岡市負担額 千円 (事業予算総額 千円)

(添付書類)

- ① 共働事業提案企画書(本提案書)(第2号-2様式)
- ② 共働事業収支予算書(第3号様式)
- ③ 団体の概要書(第4号様式)
- ④ 確認書(NPO等用)(第5号-1様式), 確認書(合同提案団体用)(第5号-2様式)
- ⑤ 役員名簿(法人用)(第6号-1様式), 役員・会員名簿(任意団体用)(第6号-2様式)
- ⑥ 団体の定款, 規約, 会則等
- ⑦ 団体の前年度活動報告書
- ⑧ 団体の前年度活動(収支)計算書, 貸借対照表又は財産目録
- ⑨ 団体の内容がわかるもの(チラシ・パンフレット)

※ 添付書類は、必ず提出してください。⑦前年度活動報告書, ⑧前年度活動(収支)計算書, 貸借対照表, 財産目録については、特に様式はありませんので、既存のものでかまいません。

※ この応募書に記載された内容は、ホームページ等で公表します。

共働事業提案企画書(概要書)

提案 団体名	NPO等	※提案を行うNPO等の名称を記載してください。
	合同提案団体	※合同提案を行う団体の名称を記載してください。
提案事業の名称		※提案する共働事業の目的や内容が的確に理解できる名称をつけてください。
共働事業実施により 解決したい課題		※ 共働事業の実施により、どのような地域課題を解決しようとしているのか具体的に記載してください。
市との共働の必要性		※ 課題解決のために、なぜ市と「共働」が必要なのかを記載してください。
提案事業の概要 (目的、事業内容、 対象者、期間等)		※ 共働事業により取り組もうとする事業の概要を、目的、事業内容、対象者、期間等について、わかりやすく記載してください。

共働事業提案企画書(本提案書)

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記述してください。ただし、この企画書はA4サイズで4ページ以内で記述願います。)

提案団体名	NPO等	※提案を行うNPO等の名称を記載してください。
	合同提案団体	※合同提案を行う団体の名称を記載してください。
市担当課		※共働する福岡市の担当課名を記載してください。
提案事業の名称		※提案する共働事業の目的や内容が的確に理解できる名称をつけてください。
提案事業の目的		※この事業を提案する目的、この事業と貴団体のミッションとの関連、この事業により取り組もうとしている地域課題などについて具体的に記述してください。
課題の緊急性・重要性 (市民ニーズを含む)		1. 解決する課題 ※どのような地域課題を解決しようとしているのか具体的に記載してください。 2. 市民ニーズ ※どのような市民ニーズがあるのか、具体的な数値や日頃の活動で耳にする「市民の声」などを記載してください。 3. 課題解決の方策 ※どのような方策、手法で、課題を解決していこうとするのか、どの辺りに先駆性・先進性や新しいアイデア、工夫があるのか具体的に記載してください。
共働の必要性 (役割分担を含む)		1. 共働の必要性和相乗効果 ※課題解決のためになぜ市と「共働」が必要なのか、単独で行うことに比べ、市民にとってどのような効果が期待できるのか、また、提案団体や市にとってどのようなメリットがあるのかを記載してください。 2. 提案団体が果たそうとする役割 ※提案団体が果たそうとする役割を具体的に記載してください。 3. 福岡市が果たそうとする役割 ※情報提供、関係機関との連携・調整、活動の場の提供、広報・PRなど、市が果たそうとする役割を具体的に記載してください。

(第2号－2様式) 記載例

事業の内容	1. ○○○事業 目標 成果 内容 実施日程 参加予定数 実施場所 予算額 2. △△△事業 ※取り組みもうとする事業ごとに、目標・成果・実施期間・参加予定数・実施場所・予算額など、わかりやすく記載してください。															
目指す事業成果と成果目標(目標)	1. 目指す事業成果 2. 成果指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 障がい者を雇用した企業数</td><td>○社</td><td>△社</td></tr> <tr> <td>○○○○</td><td>-</td><td>△団体</td></tr> </tbody> </table> ※共働事業によってどういう状態になることを目指すのか、また、それを検証するための指標を記載してください。	成果指標	現状値	目標値	(例) 障がい者を雇用した企業数	○社	△社	○○○○	-	△団体						
成果指標	現状値	目標値														
(例) 障がい者を雇用した企業数	○社	△社														
○○○○	-	△団体														
事業の実施体制	1. 総括責任者 ○○ ○○ 2. 個別事業責任者 ○○○事業責任者 ○○ ○○ (専従者 人, ボランティア 人) △△△事業責任者 ○○ ○○ (専従者 人, ボランティア 人) 3. 事業実施にあたっての専門性やノウハウ ※事業実施にあたっての総括責任者及び個々の事業の責任者を明らかにしてください。 ※事業実施にあたって、これまでの活動経験によるノウハウの蓄積や有資格者、専門家の氏名や専門知識や技術を有する点などを記載してください。															
事業スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>第1四半期 4～6月</th><th>第2四半期 7～9月</th><th>第3四半期 10～12月</th><th>第4四半期 1～3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○事業</td><td>準備</td><td>第1回開催</td><td>第2回開催</td><td>第3回開催</td></tr> <tr> <td>△△△事業</td><td>準備・調整</td><td>準備・調整</td><td>広報・PR</td><td>実施</td></tr> </tbody> </table> ※個々の事業スケジュールについて、四半期程度ごとに進捗状況がわかるような行程表を記載してください。(別表でも可)		第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月	○○○事業	準備	第1回開催	第2回開催	第3回開催	△△△事業	準備・調整	準備・調整	広報・PR	実施
	第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月												
○○○事業	準備	第1回開催	第2回開催	第3回開催												
△△△事業	準備・調整	準備・調整	広報・PR	実施												
実施する上で連携が必要と思われる団体と期待される役割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>期待される役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※事業実施にあたって、上記団体とどのような連携・協力をしていくのか具体的に記載してください。	名 称	期待される役割													
名 称	期待される役割															

2 年目の事業展開 ※計画がない場合は記載不要	1. <u>○○○事業</u> 内容 2. <u>△△△事業</u> 内容	※複数年の共働事業を考えている場合は、1 年目の事業展開を踏まえ、2 年目の実施内容を事業毎に記載してください。
3 年目の事業展開 ※計画がない場合は記載不要	1. <u>○○○事業</u> 内容 2. <u>△△△事業</u> 内容	※複数年の共働事業を考えている場合は、2 年目の事業展開を踏まえ、3 年目の実施内容を事業毎に記載してください。
事業の展望及び 共働事業終了後の 活動展開	具体的な目標（計画）を記載してください。 ※どのようにこの事業を発展させ、また誰がどのように担っていくのか、共働事業終了後の展開について記載してください。	

(第3号様式) 記載例

共 働 事 業 収 支 予 算 書

提案事業名	
-------	--

< 収 入 >

科 目			金 額	内 訳
自己資金等	NPO等 負担金	会費収入	××××円	会費収入の〇〇%を充当
		寄付・協賛金	××××円	寄付収入の〇〇%を充当
		補助金等収入	××××円	〇〇助成金
	合同提案団 体負担金		××××円	
自己資金等合計(a)			×××××円	
福岡市負担金申請額(b)			×××××円	
収入合計(c)=(a)+(b)			××××××円	

< 支 出 >

科 目		金 額	内 訳
事業実施経費	〇〇〇事業	× × × × × 円	
	報酬	(× × × × 円)	@ 〇〇〇 円 × 〇 人 × 〇 回
	旅費交通費	× × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 人 × 〇 回
	通信運搬費	× × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 人 × 〇 回
	謝礼金	× × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 人 × 〇 回
	消耗品費	× × × × 円	〇〇〇 円
	リース料	× × × × 円	〇〇〇 円
	保険料	× × × × 円	〇〇〇 円
	△△△事業	× × × × 円	
	会場費	× × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 箇所
	印刷製本費	× × × × 円	〇〇〇 円
	委託料	× × × × 円	〇〇〇 円
事業実施経費合計（d）		× × × × × 円	
管理運営経費	事務補助員賃金	× × × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 人 × 〇 日
	事務所使用料	× × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 月
	光熱水費	× × × × 円	@ 〇〇〇 円 × 〇 月
管理運営費合計（e）		× × × × × 円	
総事業費（f）=（d）+（e）		× × × × × 円	※収入合計（c）と同額

< 事業収入 >

科 目		金 額	内 訳
収入見込み	参加料	× × × × 円	@○○○円×○人
	寄付金・協賛金	× × × × 円	
事業収入見込みの合計（g）		× × × × 円	

- (添付書類等) 1. 人件費等については、積算の根拠(これまでの実績や独自の単価表)を添付すること
 2. 参加料などの事業収入を見込む場合は「収入見込み」欄に計上すること

団 体 名		(ふりがな)					
所在地		〒					
代表者職・氏名		(ふりがな) (役職) (氏名)					
事業担当者		職・氏名					
		電話		()	FAX	()	
		e-mail					
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)		年 月		活動歴 年 ヶ月 ()		年 月末日現在) ※法人の場合(法人設立 年 月)	
団体の目的							
主な活動							
組 織	正会員数	個人： 団体：		賛助会員数	個人： 団体：		
	役員数	人(内有給 人)		職員数 (従業員数)	常 勤 非常勤	人(内有給 人) 人(内有給 人)	
主な活動地域		福岡市 区 その他 ()		会員の入会条件			
事業の規模 (実施回数)		・ ほぼ 毎日 ・ 毎週 回 ・ 毎月 回 ・ 年 回		対象者・参加 者数(延べ)	人		
(該 当 部 分 の み 記 入)	経常収入 (経常収益)	会 費： 寄付金：		円 事業収入： 円 その他：	(収入合計) 円		
	経常支出 (経常費用)	事業費： その他：		円 管理費： 円	(支出合計) 円		
	資産・負債	資産	円	負債	円	正味財産 合計	円
広報関係の有無		(会報、広報誌) 有 (年 回発行) / 無					
		(ホームページ) 有 (URL) / 無					
		(ホームページで公表している情報を○で囲んでください) ・ 事業報告書 ・ 決算状況 ・ 活動状況 ・ その他 ()					
これまでの共働事業や、助成金、委託を受けた実績 (企業や大学については公益活動についてのみ記載)		※これまでに福岡市や他の行政機関から事業を受託したことがある場合は、事業名・委託契約先名・受託時期を、また、これまでに福岡市や他の行政機関、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください(過去5年間程度)。					

※ 所属する法人・団体毎に記載してください。(該当しない部分は空白で結構です。)

(第5号－1様式)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

主たる事務所

の所在地

団 体 名

代表者氏名 (※)

※代表者の押印又は署名／法人の場合は原則として記名押印

確 認 書 (NPO等用)

当該団体は、福岡市共働事業提案制度実施要綱第3条に規定するNPO等の要件に該当することを確認します。

(備考) 福岡市共働事業提案制度実施要綱

(提案を行うことができるNPO等の要件)

第3条 共働事業の提案を行うことができるNPO等は福岡市内に事務所を置き、かつ市内での1年以上の活動実績を有し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) NPO等が行う主たる活動や事業が、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的としていること。
- (2) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があり、団体の代表者が規定されていること。
- (3) 正会員が10人以上おり、定款や規約に会員や設立者に剰余金や残余財産の分配を行う規定がないこと。ただし、一般財団法人、公益財団法人には正会員10人の要件を適用しない。
- (4) 役員に成年被後見人及び被補佐人、並びに破産者で復権を得ていないものがないこと。
- (5) 共働事業の業務を遂行できる能力又は実績を有していること。
- (6) 共働事業を実施する責任者が特定できること。
- (7) 事業の成果報告や会計報告ができること。
- (8) 予算決算を適正に行っていること。任意団体を除いては、法令に基づく手続きを怠りなく実施していること。
- (9) 国、地方公共団体の外郭団体でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (11) 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (12) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。)又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (13) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第6条に規定する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(第5号－2様式)

年 月 日

(あて先) 福岡市長

主たる事務所

の所在地

団体名

代表者氏名 (※)

※代表者の押印又は署名／法人の場合は原則として記名押印

確 認 書 (合 同 提 案 団 体 用)

当該団体は、福岡市共働事業提案制度実施要綱第4条に規定する団体の要件に該当することを確認します。

(備考) 福岡市共働事業提案制度実施要綱

(合同提案を行うことができる団体の要件)

第4条 前条に規定するNPO等は、次に掲げる要件をすべて満たす企業や、大学、地域団体等と合同提案を行うことができる。

- (1) 福岡市内に事務所を有し、共働事業の業務を遂行できる能力又は実績を有していること。
- (2) 共働事業を実施する責任者が特定でき、事業の実施に必要な組織や人員を有すること。
- (3) 組織の役員及び事業を実施する責任者に成年被後見人及び被補佐人、並びに破産者で復権を得ていないものがないこと。
- (4) 国、地方公共団体の外郭団体でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

9 過去の採択事業

(1) 提案・採択件数の推移、事業の実施状況

(2019.2月末現在)

	提案 数	採択 数	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	2019 年度
20 年度	36	7	7 実施	5 継続	1 継続	—	—	—	—	—	—	—	—
21 年度	13	6		6 実施	4 継続	3 継続	—	—	—	—	—	—	—
22 年度	25	6			6 実施	3 継続	2 継続	—	—	—	—	—	—
23 年度	12	1				1 実施	1 継続	1 継続	—	—	—	—	—
24 年度	11	4					4 実施	2 継続	—	—	—	—	—
25 年度	6	2						2 実施	2 継続	2 継続	—	—	—
26 年度	6	4							4 実施	3 継続	2 継続	—	—
27 年度	5	1								1 実施	—	—	—
28 年度	6	6									6 実施	4 継続	3 継続
29 年度	4	3										3 実施	3 継続
30 年度	3	2											2 実施

(2) 採択事業一覧

※事業名、市担当課名は採択当時のもの

平成 20 年度採択事業

は 2019 年度実施事業 (2019.2月末現在)

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施 年度	事業終了 後の展開
チルドレンズ ミュージアム 事業	西新チルド レンズミュー ジウム実行委 員会	こども未来局 こども育成課	身近な地域社会で、子どもにものづくり、 科学や自然現象を体験できる遊びと学び の場を提供する。	21 年度	NPOが 主体的に 実施
ひきこもり青 年社会参加支 援事業	(特活) JACFA 福岡「楠の会」	保健福祉局 精神保健福祉 センター	ひきこもり者の実態を把握し、当事者・家 族・支援団体・行政と共に支援活動を推進 する。	21 年度	市が主体 的に実施
子どもとメディア のよい関係づ くり事業	(特活) 子どもとメ ディア	教育委員会 生涯学習課	ネットやゲーム漬けにならない子どもの 健全育成をめざし、保護者や教師、地域の 意識啓発を行う。	21・22 年度	共働の成 果を生かし それぞれが 実施

かなたけの里公園を拠点としたまちづくり	(特活) まちづくり支援機構 (特活) 環境文化プロジェクト機構	住宅都市局公園計画課	地域住民とともに自然・里山・農業の体験型公園づくりに取り組む。	21・22年度	市が主体的に実施
企業向けワーク・ライフ・バランス実践セミナー	(特活) 福岡ジェンダー研究所	市民局男女共同参画課	企業に出向いて提案型のセミナーを実施し、企業のワーク・ライフ・バランスを推進する。	21・22年度	市が主体的に実施
海外エイジング視察コーディネート事業	(特活) アジア・エイジング・ビジネスセンター	保健福祉局計画課	市内福祉施設の海外視察者のコーディネートを行い、エイジングを学べる国際都市として集客交流の拡大を図る。	21・22年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
志賀島歴史と自然のルートづくり事業	(特活) グリーンシティ福岡	東区企画振興課 総務企画局企画調整部	地域や市民ボランティアと一緒に観光ルートの民間樹林地整備を行い歴史や自然に恵まれた志賀島の魅力向上と活性化を図る。	21～23年度	NPOが主体的に実施

平成 21 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
知恵と文化の体験絵巻事業	(特活) 環境みらい塾	教育委員会文化財整備課	歴史・文化・先人の知恵などを体験するワークショップ等を行い、子ども達の「ふるさと福岡づくり」を推進する。	22年度	事業終了
福岡景観・歴史発掘ガイドツアー	(特活) FUKUOKAデザインリーグ	住宅都市局都市景観室 教育委員会文化財整備課	福岡のすぐれた歴史的景観を専門家が市民に解説し案内するガイドツアーを行い、福岡の魅力を市民と共に発掘し、保存・再生・活用する。	22年度	NPOが主体的に実施
学校生活の適応に困難を抱える児童生徒へのメンタルサポート事業	(特活) 九州大学 こころとそだちの相談室	教育委員会教育相談課	集団適応上の困難を抱えた子ども達への居場所の提供や、学校現場へメンタルサポーターの派遣を行う。	22～24年度	NPOが主体的に実施
活気ある公園づくり事業	(特活) 九州コミュニティ研究所 (特活) デザイン都市・プロジェクト	南区維持管理課	活気ある公園づくりのために、利用状況の現地調査、公園利用のルールづくり、公園利用実験等を行う。	22～24年度	市が主体的に実施
小さな循環いい暮らし事業	ベッタ会	港湾局事業調整課	アイランドシティで、照葉小中学校や地域と連携し、循環型社会のための仕組み作りや、学習、農体験などを行う。	22～24年度	独自の共働の形態で実施
福岡テンジン大学事業	(特活) グリーンバード福岡チーム	中央区企画課	「シブヤ大学」をモデルとした「福岡テンジン大学」を設立し、参加型講義や授業等を行い、新しい地域コミュニティの形成を目指す。	22・23年度	新たな団体を設立して実施

平成 22 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
はじめての芸術との出会い事業	(特活) 子ども文化コミュニティ	市民局 文化振興課	乳幼児親子を対象にした舞台芸術公演や体験型ワークショップを実施し、芸術に親しむ機会を広げる。また、地元アーティストの養成、乳幼児向けの芸術体験プログラムの開発等を行う。	23・24 年度	独自の共働の形態で実施
学生プレーワーカー事業	福岡プレーパークの会	こども未来局 こども育成課	遊びの場を魅力的にする大学生プレーワーカーを育成し、彼らを遊びの現場へ派遣する。また、保護者や地域の人達に向けた啓発講座やワークショップ等を行う。	23 年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
障がい者アートプロジェクト	(特活)まる	保健福祉局 障がい者施設支援課	福祉施設スタッフ等を対象に、アート活動の可能性を考える講座をはじめ、アートを仕事に展開するノウハウなどを学ぶ「アートサポーター養成講座」や、アート作品の展示・レンタル・販売などの事業を行う。	23年度	NPOが主体的に実施
特養利用申込者在宅介護サポート事業	(特活) 緩和ケア支援センターコミュニティ	保健福祉局 高齢者施策推進課	特別養護老人ホーム利用申込者（待機者）や家族のニーズに応じて、既存の介護サービスとの連携を図りながら、散歩や買い物等の外出援助、話し相手、趣味のお手伝いなどの支援を行う。	23 年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
地域ねこ守り隊事業	(特活) 地元再生機構	保健福祉局 生活衛生課	飼い主のいない猫を、一定のルールに従い地域で一代限り飼育する「地域猫制度」の、モデル地区の組織体制づくりや、小・中学校で人や動物を大切にすることの啓発活動等を行う。	23～25 年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
地域みんなで防災力向上事業	博多あん・あんリーダー会	市民局 防災・危機管理課	小・中学生を対象にしたジュニア防災士養成講座や、避難所運営の模擬体験ゲームを実施し、子ども達が危険に遭遇した際、自らを守る行動を身につけさせる。また、地域のニーズに合った出前講座プログラムの研究開発を行う。	23～25 年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施

平成 23 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
不登校児及びその保護者支援のためのネットワークづくり	不登校サポートネット	教育委員会 生涯学習課	不登校についての理解や支援を拓げるために、行政や市民、各専門分野で個々に行われている活動について福岡市全域をカバーするネットワークを構築し、行政、市民、団体、組織等の横断的な連携を実現する。	24～26 年度	独自の共働の形態で実施

平成 24 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
自転車走行マナー改善と魅力ある街づくり提案事業	ツール・ド・フクオカ実行委員会	市民局 生活安全課	自転車プロ選手等を指導者としての実践的な「自転車教室」の開催や、自転車を安全に楽しく活用するためのマナー冊子を作成しWEB等を通じて情報発信する。	25・26 年度	市が主体的に実施
高齢者の買い物支援とあんしん電話事業	(一社) 視覚障害者自立支援協会	保健福祉局 地域福祉課	単身などの高齢者が楽しく安心して暮らせることを目的に、見守りサービスを付加した「買い物支援」と、電話による話し相手サービス「あんしん電話」事業を行う。	25 年度	NPOが主体的に実施

おうちで暮らそうプロジェクト 障がい児・者と介護者の在宅移行・在宅生活充実をめざして	ニコちゃんの会	保健福祉局 障がい者在宅支援課	家族、地域連携室等への調査をもとに、医療型短期入所施設の拡充や、包括的な生活支援を図るためのパーソナルブックを作成する。また、在宅移行を円滑に支援するためのファミリーメンタルサポートを行う。	25・26年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
市民参加型・来街者向け福岡市内“夜”の観光資源の魅力強化事業	NPO 法人 アイデア九州・アジア	経済観光文化局 観光戦略課	市民参加型で福岡の夜の観光資源を発掘し、市民による夜の観光ガイドの育成や街歩きツアー等を行う。	25年度	NPO が主体的に実施

平成 25 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
「地域デザインの学校」プロジェクト	ドネルモ	市民局 コミュニティ推進課	地域活動に既に従事している人々や地域活動へ意欲や関心を持つ人々が、同じ問題意識を共有する仲間としてつながりながら活動のノウハウを学べる場づくりを実施。また、受講生を対象に受講後の活動をサポートする。	26～28年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
市民がはじめる、ジョギング活性化事業（仮）	（特活）九州コミュニティ研究所	市民局 スポーツ振興課	ジョギング等のコースが紹介されているマップを収集し、一元化された情報として広く市民に広報する。また、市民参加型のワークショップ等により、気軽に始められるスポーツへの興味・意欲の向上を図る。	26～28年度	NPO が主体的に実施

平成 26 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
南区ウォーク&トーク事業	（特活）グリーンシティ福岡	南区 企画振興課	NPO の持つイベントの企画運営やワークショップの手法等を地域団体へレクチャーすると同時に、団体同士の知識やノウハウを共有する場としてウォーク&トークを開催する。また、その手法をマニュアルとしてまとめる。	27年度	NPO が主体的に実施
福岡城・鴻臚館を活かした観光都市戦略事業	NPO 法人 鴻臚館・福岡城歴史・観光・市民の会	経済観光文化局 観光戦略課	歴史・文化遺産「福岡城」「鴻臚館」を市民に幅広くアピールするための市民フォーラムや参加型イベントを通して観光地としての魅力向上を図る。また、若者が郷土歴史遺産を学ぶ機会を創出し次世代へ継承していく。	27～29年度	NPO が主体的に実施
チャレキッズ～障がいのある子ども達の夢をかなえるプロジェクト～	（特活）まる／合同会社絆結	教育委員会 発達教育センター	障がい者就労の促進と定着支援を目的とした、幼い段階からのキャリア教育の機会を創出する。また、企業等への啓発を通して障がい者の自立と自己実現が可能な社会の実現を目指す。	27・28年度	新たな団体を設立して実施
暮らしと松林をつなげる「松葉の堆肥づくり」	（特活）循環生活研究所	農林水産局 森林・林政課	松くい虫による被害に対する現在の対策は限界に達している。白砂青松を取り戻すためのひとつの手段として、松葉を堆肥化し、農業活用や地域の花壇での活用などで地域資源の循環を図る。	27～29年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施

平成 27 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
福岡の歴史を知ろう！こどものための歴史絵本作成プロジェクト	(特活) 福岡エンジン・ユニバーシティ・ネットワーク	経済観光文化局埋蔵文化財審査課	福岡の歴史を絵本というツールを制作して普及活動や公的施設への配布・設置により興味関心を向上させ、未来を担う若年層に福岡市民としてのシビックプライドを定着させる。	H28年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施

平成 28 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
発達障がいがある人たちの就労&自立支援～納税者をめざす～	(特活) アベル	保健福祉局障がい者在宅支援課	知的障がいを伴わない発達障がいの人たちに対し、本人に適した社会参加につなげる支援を通して、就労に向けた支援につなげていく。また、発達障がい者の特性を理解した支援者を養成し、市全体の対応力向上を図る。	H29・H30年度	—
はたらくふくおか	(特活) 九州コミュニティ研究所(株) ジェイコム	経済観光文化局創業・大学連携課	福岡の地場企業等の「はたらく現場」の情報を、動画コンテンツやwebサイトを制作して福岡の大学生に届けることにより、未来の自分像を想像してもらう機会をつくり、福岡への定着促進を図る。	2017(H29)～2019年度	—
『リアルとネットの融合』による地域課題の自分ゴト化、収集化、見える化	(特活) A I P	市民局コミュニティ推進課	時間や場所を選ばないインターネット上に、身の回りの課題について話し合える場を創出し、自分自身で考えて行動する人を増やす。また、個人の声を収集することで課題を見える化し、現実の場での課題解決の動きへつなげていく。	H29年度	NPOが主体的に実施
車いす利用者のためのユニバーサルマップ作成等事業	(特活) あすも特注旅行班	保健福祉局政策推進課 経済観光文化局観光産業課	車いす利用者の視点に立った市内観光地等へのアクセスマップを作成することにより、車いす利用者の外出支援、福岡市来訪の機会拡大を図る。また、作成したマップを活用したモニターツアーを実施し、その成果を検証する。	H29年度	共働の成果を生かしそれぞれが実施
今津校区の「空き家活用」と「貸家創出」による定住化促進事業	(特活) わが家の119番	住宅都市局地域計画課	今津をモデル地域として、空き家を地域の情報拠点として機能させ移住希望者の需要を取り込む。また、空き家を貸家へ転換して移住者向け住宅を供給することで若年世帯の定住化を促進し、地域コミュニティの再生を図る。	2017(H29)～2019年度	—
地行浜いきものプロジェクト～人工海浜に何がおると？～	(一社) ふくおかF U N	環境局保健環境管理課	保健環境学習室「まもる一む福岡」や隣接する地行浜においていきものを豊かにする取り組みを行い、市民の環境保全や生物多様性に関する意識を深め、主体的に行動する市民を増やす。	2017(H29)～2019年度	—

平成 29 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
早良南部地域における交流人口の拡大による地域活性化事業	(特活) 環境文化プロジェクト機構	早良区企画課	豊かな自然や都市への良好なアクセスなどの魅力がある一方で、少子高齢化や人口減少等の課題を抱える早良南部地域において、地域資源の活用策を地域内外の様々な市民や団体・企業等と検討し、持続可能な新しいまちづくりを目指す。	2018 (H30) ・ 2019 年度	—
コラボ公民館～身近な地域連携を育むサービスデザインプロジェクト～	ドネルモ	市民局 公民館支援課	公民館のコーディネート機能強化により、地域諸団体と事業者との連携事業の促進を図るため、地域連携事業をコーディネートする際の公民館の業務内容と全公民館で実装するためのプログラムを開発する。	2018 (H30) ・ 2019 年度	—
FUKUOKA おさかなレンジャー～海底ごみから博多湾を守れ！～	(一社) ふくおか F U N	農林水産局 水産振興課	多様な生き物が生まれ育つ博多湾であるが、多くのごみが海底に堆積し漁場環境の悪化が見られるため、海底ごみの「見える化」を行い市民の意識を高める。また、NPO・行政・漁業者等多様な主体による新たなネットワークを構築し、海底ごみ削減の動きを活性化する。	2018 (H30) ・ 2019 年度	—

平成 30 年度採択事業

事業名	団体名	市担当課	事業概要	実施年度	事業終了後の展開
フードバンクを活用した食品ロス削減啓発事業	(特活) フードバンク福岡	環境局 資源循環推進課	フードバンク活用に向け食品事業者へ調査を行い、活用の手引きを作成し、普及啓発事業を行うことによって、フードバンクを活用した食品ロス削減による循環型社会への推進を図る。	2019 年度	—
まちなか里山事業	(特活) グリーンシティ福岡	住宅都市局 植物園・みどり運営課	特別緑地保全地区等をフィールドに、里山的な利活用の楽しさや技術を伝えること、近隣住民の合意を形成していくこと、それを支援する制度の在り方を検討することで、街中の緑地を現代の里山として再生する。	2019 年度	—

くわしい内容は福岡市ホームページ↓

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyoudou/kyoudoujigyoutoha.html>

(参 考) ※事業実施にあたってNPO等と市で締結する共働協定書の見本です。

福岡市共働事業提案制度における

〇〇事業に関する協定書

〇〇【※NPO等】(以下「甲」という。)、及び福岡市(以下「乙」という。)は、福岡市共働事業提案制度における「〇〇事業(以下「事業」という。)」の実施に当たって、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、〇〇事業の実施に当たり、甲、及び乙が、互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって対等な関係に立ち、目的を共有し、公開のもとに、共働事業を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

(事業目的の共有)

第2条 〇〇〇〇の現状に対して、甲、及び乙のノウハウや特性を活かし、甲、及び乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって事業に取り組むことにより、〇〇〇〇を実現することを目的とする。

(事業の概要)

第3条 甲、及び乙は、次の事業を実施する。

- (1) 事業名 〇〇〇〇〇事業
- (2) 事業内容 〇〇〇〇〇
- (3) 事業費 〇〇〇〇〇円
 うち甲が負担する金額〇〇〇円
 乙が負担する金額〇〇〇円
- (4) 事業期間 年4月1日から平成 年3月31日まで

(実行委員会)

第4条 甲、及び乙は、第2条に掲げる目的を達するために第3条の事業を行うこととし、このために、〇〇〇事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)を組織する。

2 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名(会務を総理し、実行委員会を代表する)
- (2) 副委員長 1名(委員長を補佐し、その職務を代行する)
- (3) 監事 2名(会計を監査する)

3 事業の会計については、実行委員会が行い、収支予算は、事業終了後速やかに決算を行い、実行委員会の承認を得なければならない。

4 実行委員会の事務局は〇〇〇(甲・乙どちらか)に置き、予算、決算及び経理に関する事務を行う。

(役割及び責任分担等)

第5条 甲、及び乙は、それぞれに次に掲げる役割を分担して、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。【※別表記載可】

事業項目	甲の役割	乙の役割
〇〇の活動	1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の運営 3 〇〇の記録及び報告書の作成	1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の募集広報・PR
〇〇の研修	1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の講師派遣 3 〇〇の記録及び報告書の作成	1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇との連絡調整 3 〇〇の募集広報・PR
〇〇の実施	1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の運営 3 〇〇の記録及び報告書の作成	1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の募集広報・PR

2 前項の役割分担を変更するときは、甲、乙協議の上決定する。

3 第1項に定めること以外に、事業実施中に役割が生じた場合は、甲、乙協議の上、その分担を決定する。

4 甲、又は乙は、その責めに帰する理由により、事業に関し、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事業収入及び残余金の取り扱い)

第6条 事業実施により収入が生じた場合や、事業に対する寄付があった場合、残余金が発生した場合は、甲、及び乙の事業費負担割合に応じて精算する。

(事業の進め方)

第7条 甲、及び乙は、事業の実施にあたり、事業終了後の目指すべき方向性について、双方で協議しながら、取り組むものとする。

2 甲、及び乙は、事業実施途中段階及び事業終了後において、事業の経過及び成果について振り返りを行い、事業の自己評価を行うものとする。

3 甲、及び乙は、事業の終了後に共働事業の評価を受け、その評価結果を市民に公開するものとする。

(成果物の帰属)

第8条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、原則として甲、及び乙に帰属するものとし、必要に応じて覚書を交わすものとする。

(報告・協議)

第9条 甲、及び乙は、必要に応じて報告を行うとともに、どちらか一方の要請に応じて協議の場を設けることができる。

2 事業実施に際して問題が生じた場合には、速やかに情報共有を行い、その解決に向けて協議しなければならない。

(公開の原則)

第10条 事業に関する事項は公開を原則とし、甲、及び乙は、事業実施の経過・内容・成果について、広く一般に情報公開及び情報提供をする。

(個人情報・情報資産の保護)

第11条 甲、及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取り扱いについて、関係法令及び、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から第7条第3項に規定する事業終了後の評価が終了する日までとする。

(協定の解除)

第13条 甲、及び乙は、次のいずれかに該当する場合は、協定を解除することができるものとする。

(1) 甲、及び乙が、正当な理由なく、第5条に規定された役割を果たさないとき。

(2) 甲が、共働事業提案制度実施要綱第3条に規定された「提案を行うことができるNPO等の要件」を満たしていないことが明らかになったとき。

(3) 提案の際に提出した書類に、虚偽の記載が発見されたとき。

(4) 甲、又は乙が、本協定に違反したとき。

(5) その他の理由により、協定の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義事項の取扱い)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○○○○○○ (住所)
○○○○○○ (団体名)
代 表 ○○ ○○ ㊟

乙 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎 ㊟

(参 考)

共働事業提案制度 組織体制自己チェックリスト

市との共働を考えるにあたり、あなたの団体の体制・運営の状況を確認してみましょう。

団体名：_____

1	団体内で定期的な情報共有の場を設けていますか？ 行政や企業との共働を行う前に、まず、自団体内の情報共有や合意形成を行う必要があります。	はい・いいえ
2	事務局の体制や専従のスタッフは整っていますか？ 対等な立場で共働事業に取り組むためには、常時連絡が取り合える体制が必要となります。	はい・いいえ
3	事業の活動実績はありますか？ 提案する事業が実現できるかどうかを判断する方法の一つとして、活動実績は重要です。日頃の活動が、市民や共働相手との信頼関係を築きます。	はい・いいえ
4	自主財源はありますか？ 継続して安定した団体運営のためには、一定の自主事業と財源が必要です。また、市との共働事業を実施するにあたっては、総事業費の5分の1以上をNPO等が負担します。	はい・いいえ
5	事業や決算報告をウェブサイト等で広く公開していますか？ 市民や共働相手に信頼され、より多くの方に応援してもらうには、情報公開が大切です。	はい・いいえ
6	ボランティアや寄付を受け入れていますか？ 自団体の活動の必要性をわかりやすく説明し、仲間を増やしながら事業を進め成果を出すのはNPOならではの力です。このようなコミュニケーション力は、市との共働事業においても必要となります。	はい・いいえ

上記のチェック項目は、共働事業を実施するにあたり整えておいた方が望ましい組織体制・運営です。
(項目を全て満たしていなければ応募ができない、というものではありません。)

団体の運営等についてのご相談は、お気軽に「あすみん」へ。

●福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」

【TEL】092-724-4801 【FAX】092-724-4901

●共働事業提案制度事務局 福岡市市民局市民公益活動推進課
【TEL】092-711-4283 【FAX】092-733-5768